

3千子指導収第1030号
令和3年8月27日

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会
教育長 堀米 孝尚

新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年8月23日付3千子指導収第1001号「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について」により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

現在、感染力が従来株より強く、これまで知られた中で最も強いウイルスとも言われるデルタ株への置き換わりが急速に進み、かつてないスピードで感染が拡大しており、十代以下の家庭内感染が増加しているなど、児童・生徒等への感染も急増しています。

このことについて、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年8月24日付3教総総第1184号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

- 感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。
- 夏季休業明けにおいては、児童・生徒の健康状態の把握と適切な対応を目的として、9月1日～3日までの期間においては、午前短縮授業（この期間に昼食を予定している学校においては昼食後に下校）とし、児童・生徒の夏季休業明けにおける心身の健康状態の把握に努める。また、それ以降については、校園長の判断の下、各校・園の状況に応じて必要と判断し、短縮授業等を実施する場合は教育委員会に報告をする。
- 対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をするなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

- 各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の動線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

①健康観察の実施

- 幼児・児童・生徒等の感染が増加している状況を踏まえ、幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。
- 当面の間、後日送付する様式を活用し、出欠席の状況を教育委員会に報告する。
- 本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。
- 咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指導する。
- 家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

②マスクの正しい着用の徹底

- マスクの着用と換気を徹底する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。
- 指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

③教室における密集の回避

- 身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。さらに、必要に応じて、大教室を活用するなどの工夫を行う。

④換気、消毒等の徹底

- 密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。

⑤感染予防に関する指導

- 授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。

- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
- 繁華街に外出しない。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

① 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

② 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③ 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。

3 教育活動に関するこ

●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、そ

の学習活動については実施を控える。また、ＩＣＴ端末等を活用して話合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。
○日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
○繁華街に外出しない。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。
○小・中学校における文化的行事・体育的行事等については、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重に検討するとともに、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫する。実施の際は、外

部からの来場者（保護者含む）は入れず、オンライン配信を活用する。幼稚園・こども園の実施方法等については、感染状況等の推移を注視し、後日決定する。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動等、実施方法等を工夫して行うことができる。

(7) 部活動について

○緊急事態宣言期間中は、基本的に活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、必要と判断する活動については、感染症対策を徹底の上、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数を設定し、保護者の同意書を得ることで活動することができる。また、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。

○部活動を実施する場合は、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229